

Alternative Systems Study Bulletin

第9巻第6号

(2002年2月15日)

哲学の旅 第8回 (続)

ヘーゲル弁証法の転倒 (続)

第7章 理論的活動の転倒 (『法哲学講義』より)

第8章 実践的活動の転倒 (『法哲学講義』より)

第9章 ヘーゲルの生命論

あとがき

編集 境 毅

連絡先 〒600-8691 京都市下京区東塩小路町 京都中郵私書箱 169 号 貿易研究会

ホームページ <http://homepage1.nifty.com/office-ebara/>

メール kyw04500@nifty.ne.jp

会費 正会員 : 年間 1口 10万円

賛助会員 : 年間 1口 3万円

購読会員 : 年間 1口 1万円

振込先 口座名 : 資本論研究会

(郵便振替) 口座番号 : 01090-5-67283

ヘーゲル弁証法の転倒 (続)

第7章 理論的活動の転倒 (『法哲学講義』より)

1) はじめに

新しく、長谷川宏によって翻訳されたヘーゲルの『法哲学講義』(作品社)は従来のテキストに比べ、弟子が記録した講義ノートの分量が多く、そしてそこでは、ヘーゲルの考え方が平易に述べられている。とりわけ、その第1章 財産のところでは、物の私有にはじまり、商品価値や貨幣についての考察がなされている。つまりここでは、ヘーゲルによって社会の弁証法が展開されている。そこでまず、この社会の弁証法の転倒について明らかにした上に立って、『精神現象学』の自己意識論へたち帰ることにしよう。

2) 人間論

第1章 財産に入る前にヘーゲルは序論で法の概念について述べている。この序論は法哲学全体の概要を述べたものでもあるので、その全体の紹介はやめて、財産論の前提になっている事柄、つまり、ヘーゲルの人間論についてまとめておく。

ヘーゲルによれば、「人間を定義するとき、人間は生きて、自己意識をもち、思考をする、自由な存在でなければならない」(28頁)ものである。そして、法哲学の立脚点及び出発点は「自由な意志」(30頁)とされている。そこで、法哲学を展開する以前に、生命、自我、意識、自己意識、思考、自由、等々について解明されていなければならない、それは精神現象学や論理学の課題として、すでにヘーゲルによって成し遂げられているということになる。

例えば、要綱の2番目で、ヘーゲルは「法理論は、対象をつらぬく理性にほかならない。いいかえれば、ものごと自体の内在的な発展過程を追求しなければならない。」(25頁)と述

べているが、これを説明して次のように講義している。

「法についての観念を、わたしたちはどこか外から借りてくる必要はなく、すでにわたしたちの前に生きた明確な概念があたえられていて、わたしたちはそれを追いかけるだけでよい。それは自由な思考の形をとった内容であって、自由な思考が内容に沈潜し、内容をそのまま生かし、内容を概念的にとらえたものです。概念によって、わたしたちはおのれを概念的にとらえるのです。それは気まぐれな主観性でもないし、反省や空想でもなく、自分の知っていることをあれこれ気ままに思い出すことでもなくて、概念がみずから活動し、活動としてはきわめて主観的ながら、それこそがわたしたちの思考の働きといえるものです。」(26頁)

ヘーゲルによれば「対象をつらぬく理性にほかならぬ理念」とは「ものごと自体の内在的な発展過程」であって、これは、物理的自然、という対象についても、人間の精神に分類される法や国家といった社会的関係が対象の場合にも、更には、人間の思考という自己自身を対象とする場合も、同じ論理が働いているとされている。したがって、論理学で明らかにされた人間の思考の発展過程についての法則、その最終段階である概念論が、法といった個別の精神的なものを対象とする場合にも役立てられることになる。そこでとりあえず、法という対象を前にしたときに、普遍(類)、特殊、個別という概念の契機を、法のなかにさぐることから考察が始められる。

「法その他の精神的な対象については、定義なしではやっていけない。定義は概念の表現にほかならず、そのなかに一般的な土台をなす類概念と、その土台を前提にしつつ、法を法たらしめるところの個別概念とを含まなければなり

ません。個別概念といっても、それは法一般を定義するものでなければならず、類のなかの特殊は、特殊の領域の内部では一般性をもたねばならない。そして一般性をもつ定義をあたえるには、思考の働きによるしかなく、思考による定義は、領域内の一切を包括し、一切がそこから導かれてくるようであればなりません。」

(27頁)

ここで話された内容は、論理学の概念論そのものを法に対して適用している。従って、概念論の知識があれば、何となく言わんとするところは理解できるが、しかし、この作業を実際に自分でやるとなるとどうしてよいかわからないところが、この講義では、ヘーゲル自身が思考を理論的活動と実践的活動、つまり、知性と意志とに区分して、それぞれの説明をしているところで、そのお手本を示してくれている。

3) 理論的活動

ヘーゲルにあっては、理論的活動とは、ある対象を相手にするわけであるが、その対象は自分の外にあって、感覚的に受けとめられている。例えば、それが固いものである場合、自分の固いという感覚のなかには二つのものがあることになる。ひとつは、固いもので、これは自分の感覚の中にしかない。そしてもう一つは、外にある対象である。そこで「理論的であるというのは、そのように外からの力を受けとめ、対象を目の前にすること、他なるものを見さだめること」(31頁)になる。外から力を受けとめて、意識のうちにとり込んだものと、外にあるもの、これが出発点にある単純な構図とされる。

「精神のさらなる理論的活動は、この構図を脱すること、つまり、異質な他者を抹消し、それをわがものとし、自分のうちに同化することにあります。理論的精神のありかたを見ていくには、この自己同化のさまざまな段階をあきらかにする必要があって、自己同化の道がすなわち解放の道です。外界にある外的対象は、空間と時間のうちにあり、それぞれに一定の場所と一定の時間のうちにあり、それぞれに一定の場所と一定の時間を占めているが、それが観念の

うちに入ると、観念的なイメージは、特定の場所と特定の時間から解放されます。イメージには一定の性質が備わっているが、それはすでにわたしのものであり、内容はわたしのイメージの一要素となっている。わたしは内容をわがものとしているので、この色、この音、この形は、わたしとは別のものながら、わたしに属するものです。とすれば、直観、イメージ、感情は、外界のものとわたしとの混合物です。」(31~2頁)

ここで話された内容は、対象と自我との関係としてある意識が、対象と自我とを共に意識のうちにとり込んで、意識の契機にしてしまう、というヘーゲル哲学の根本思想を自己同化、客体と主体との合一という観点から説明したものとなっている。異質な他者を抹消し、それを同化する、これこそがヘーゲルの精神であり、「思考が最高の段階に達すると、完全な自己同化がおこなわれ、イメージにつきまとう経験的な素材が残りなく理念に変えられます」(32頁)ということになる。

同じ事柄がまた別の角度から次のように説明されている。

「ある対象を思考するとき、対象は思考されたものとなり、感覚的なものではなくなってしまふ。思考することは、対象を本質的に、また、直接に、わたし自身のものにするのであり、思考のうちではじめて、わたしは私のもとにあります。とはいえ、思考のなかには、いまだ形式的なものにとどまり、内容や素材は外からあたえられるものもあって、概念的な思考に至ってはじめて、対象に穴が穿たれ、対象がもはや私と対立せず、対象独自のありようが無に帰するのです。概念的に思考するとき、精神が概念的なものだから、対象は本来の精神的な対象となります。特定の内容が外からあたえられる思考もあるにはあるが、概念的思考のうちでは、すべてがわたしのものであり、わたしが概念の魂です。概念的に思考するとき、わたしは概念だけを相手とし、みずから概念となっているのだから自由です。」(32頁)

概念論で概念は自由である、とされています。

だが、何故そうなのかがここで平易に説明されている。概念的思考とは概念自体、つまり、自からを相手にするから自由だというわけである。もちろん自由だと言っても、勝手な思考でいい、ということではない。異質な対象が自分のものになるのは、一般化の作用を通じてのことであり、直観や感覚が対象に制約されているのに対し、概念としてあるイメージの場合には思考の働きである一般化の作用がこめられていて、「できあがったイメージは、あたえられたものとわたしのもの、特殊なもの一般的なものの混合物」(33頁)になっているからだ。こうして「思考とは一般化の働きであり、思考するとは、なにかを一般化すること、なにかを一般理念に変えること」(33頁)だとされる。

「わたしは思考するものであり、思考であり、概念的思考です。そういうわたしは一般的な存在であり、完全な一般的存在であって、これ以上に一般的な存在はありません。各人が『わたし』というとき、みんながわたしであり、ここでは『わたし』は高度に一般的なもの、まったく抽象的な一般者です。……思考を主体的なものだというとき、思考するのは自我です。自我はまったく空虚で、単純な点で、単純な一般者として活動し、したがって活動は一般的です。わたしが思考であり、思考がわたしです。理論的な態度は対立から出発するので、自我と世界が対立し、内外の多彩な世界がわたしに対立してあるが、理論的な態度のなかでわたしは対立を破棄し、内容を自分のものとし、理論的活動は、自我と世界との分離、ないしは恐るべき区別を破棄し、対立するものをわたしのうちに引き入れ、わたしのものとし、(33~4頁)

ヘーゲルの話は、結局は、わたしが思考である、ということにいきついている。そして、類と特殊と個別の関係は、わたしが思考することによってつけられることになる。ところが、この思考が自由だといっても、勝手なものではダメで、思考自体の内在的な発展過程の追求でなければならない。そうだとすると、例えば、法についても個別の法について思考で捉えること

で、まず、法一般という類的な土台にすえ、そして、個別の法の契機となる特殊はその領域では一般性をもっている、という個別の法の概念的構想が組み立てられる、ということになる。

4) 理論の弁証法の転倒

最早、この序論部分の弁証法の転倒を試みてみよう。すでに意識論と論理学における弁証法の転倒を成し遂げたあとだから、ここでの転倒はいわばその応用編であり、格別の困難はない。

まず、ヘーゲルによる概念的把握の出発点は、「ものごと自体の内在的な発展過程を追求」する、というところにあった。その際「ものごと自体」とは、意識の外にある対象のことではなくて、「対象をつらぬく理性にほかならぬ理念」とされている。というのも、ヘーゲルによれば、外的対象は人間に意識されることでその内在的な発展過程を開示していくのだから。そしてこの「対象をつらぬく理性」によって貫かれる対象には外的自然の他に人間の自我も含まれ、そしてこの自我とは意識の働きに他ならない。こうして「ものごと自体の内在的な発展過程」とは意識の論理的な発展過程と同型のものでされる。

ここからヘーゲルは「ものごと自体の内在的な発展過程」を意識の論理的な発展過程に若干の加工をすることで叙述しようとしている。しかしながら、対象と自我との関係としてある意識が、双方を自らのうちにとり込み、対象と自我とを意識の契機と捉えたとしても、それは実は対象に対して自我が働きかけた意識の関係のうちでのみでの事であって、対象と自我とはこの関係の外では、絶対的他者として存在している。意識の両極にある対象と自我とは双方の意識関係のうちでは意識という同一性をもつが、しかしこの同一性は、関係のうちで形成される社会的実体であり、対象と自我との意識関係という特殊な領域内でのことである。

ところがヘーゲルは、逆に意識によって、「異質な他者を抹消」し、同化してしまう。そうすることによって、意識関係のうちで形成されてきた類(普遍)概念を、単に意識関係という特

殊な領域に限定することなく、自我と対象とおおいつくすものと考えてしまう。そして、個別としてある対象を意識のうちにとり込むことで、特殊概念と個別概念をつくり上げる。こうして、ヘーゲルにあっては、思考自体が類的なものであり、一般的なものであって、特殊概念と個別概念とは、意識の契機とされてしまっている自我と対象からの加工によってつくられている。

このヘーゲルの意識の弁証法を転倒すると、まず、ヘーゲルが類(普遍)理念と見たものは、実は対象と自我との意識関係という人間の社会性の一つの特殊な領域のうちで成立するもので、従って、それは他の領域に対しては、一般性をもたえず、特殊性にとらわれているということが判明する。思考がもたらす一般性とは、自我と対象との思考の関係のうちのみ成立するものだが、しかし、ヘーゲルにあっては、それが自我及び対象それ自体の一般性だと考えられているのだ。

では、ヘーゲルの類概念、一般性が意識関係という特殊領域のうちでしか成立し得ないものだとしたら、この意識関係における自我と対象との間の一般性と個別性はどのようなものとしてあるのだろうか。この問題を解くためには、意識関係の領域にとどまっていたは不可能である。というのも意識は、カントが発見した超越論的仮象にとりつかれているからである。ではどうすればよいのだろうか。

それはコロンブスの卵のように、問題自体が提

起されれば簡単に解決の方法を見出すことが出来る。その方法とは、意識関係以外の人間の社会関係のうち、一般性と個別性の関係がどのように含まれているかを探求すればよいのである。

ヘーゲルに則して言えば、法哲学で所有について述べられているところを、意識関係とは異なる人々の間の法的関係として考察すればよい。ヘーゲル自身は意識関係の特殊性に気づかず、それとは別の特殊な関係である法的関係にまで意識の弁証法を適用している。それで所有についてのヘーゲルの弁証法を法的関係という特殊性のうちに含まれている一般性と個別性の関係を導く手がかりとすればよい。つまりここでの意識の弁証法をひっくり返すことで、法的関係という意識関係とは別の特殊な関係における弁証法を獲得すればよい。

このように、人間の意識関係を特殊な関係と規定し、これとは別の特殊な関係としての法的関係を解き明かすことで、超越論的仮象にとりつかれた意識関係におけるヘーゲルの意識の弁証法を転倒することが可能となる。ここに転倒のためのテコがある。アドルノの否定の弁証法は、このヘーゲルの意識の弁証法の転倒のためのテコを見つけることができず、結果としてどうどうめぐりをせざるを得なかった。いまやこのテコの所在を突き止めるところに来ている。

第8章 実践的活動の転倒(『法哲学講義』より)

1) 意志の自由

これまでで序論の理論的態度の説明のところを紹介し、そこで展開されている弁証法を転倒することで、ヘーゲルの弁証法総体の転倒のためのテコがどこにあるかを探りあてることができた。引き続き序論の実践的態度として述べら

れている意志の自由についての説明を紹介しよう。

理論的な態度にあっては、先に見たように、主-客の対立を破棄し、内容を自分のものとして、主-客が合一されるわけであるが、これに対して、「実践的な態度は思考の最高点たる自我そのものから出発し、理論的態度とは逆に、

みずから分裂を作りだす」(34頁)ものとみなされている。

「理論的活動においてはわたしは対象から自由になるが、実践的活動においては自由から出発しつつ、自分の心づもりを客観化」(55頁)するが、しかし、実践的活動には理論的活動がふくまれていて、意志には理論的内容がその内にふくまれて、「意志とは、精神ないし意識のうちにある実践の形式」(35頁)とされている。

ヘーゲルによれば、意志とはまず「純粋に無内容な場であり、自我が内面にむかって純粋に反省する場」(39頁)であるが、次に「自我は、無内容な空白状態を出て、区別や限定や具体的な内容と対象の設定」(43頁)へとむかい、そして、以上「二つの要素の統一体であり、内面へと反省し、もって一般性へと還って来た特殊性であり、一言でいえば、個別性である」(47頁)とされている。だから意志の自由とは「自我はみずから決定し、一個人として自己を否定し、自己を限定し制約し、しかも、自己を失うことなく、一般的な自己と一体化し、限定された内容を受け入れつつ、自己としてのまとまりを保持する。自我は自分と否定的に関係するかぎり、みずから決定をくだす。自己と否定的に関係するなかで、自我は決定内容にこだわるようなことはなく、自分の決定だと考えるだけでよしとしている。いいかえれば、それは、たんなる一つの可能性にすぎず、自我はそれに縛られることなく、自我がみずからそれを選んだからこそ、それが内容として意味をもつのである」(47頁)というように述べられることになる。

ここでは意識の弁証法とは一寸異なる形で、意志の弁証法が述べられている。これに注目してみよう。ヘーゲルは意志について、自然のままの内容と自由という二つの要素をあげ、そこから、意志の主体としての自我の運動を描き出している。

まず、自由をつきつめていけば「純粋な自我」に到達するが、これは一切を放棄できる可能性であり「自分がもともと完全に自由であり、なにもない純粋な存在であることをあらためて意

識」(40頁)

する場であるが、このとき「人間は、純粋に自分を相手に思考しています。すべての特殊な内容を消し去って、一般的な存在としてあらわれる力は、思考によってしかあたえられない」というわけである。

次にこの意志の自由は、単に一般的に自由を求めるのではなく、特殊ななにかを求めざるを得ない。それは「概念の本性からそうなるしかなく、概念には一般的な要素と特殊な要素とがあって、それが世界の一般的なありかたです。概念が特殊な要素をも内にふくむ以上、なにかが意志されることは必然です」(43頁)というように、意識の弁証法(論理学の概念論に相当する)から説明される。

ここでは意志の弁証法の独自性はなく、意識の弁証法からの類推によっているが、しかし、いくつかの面白い論点が提出されている。そのひとつ、「なにも意志しない人は、むしろ、限定されることもないが、行動を起こすには、なにかを意志しなければならず、それはみずからを限定すること」(43頁)だということ、つまり自由は限定という対立物とセットになっている、という点の指摘である。もうひとつ、「行為を欠いた美しき魂は、自分の高潔さにうっとりとなってはいますが、それは生活というもののない無力の存在で、しだいに消耗していきま。なにかを意志するからこそ、わたしは自由であり、おのれの自由を認識する」(44頁)という点。これは、認識に対する実践の優位という見地である。

それはともかく、次にヘーゲルは意志の二要素を再提起している。それは、「特殊な内容すべてを否定するという面、もう一つが、不特定であることを否定する面」(45頁)で、先に出てきた自由と自然がこのように規定しなおされている。

「精神とは矛盾を生きるだけでなく、矛盾を解決するものでもあって、意志の核心をなすのも矛盾」(46頁)であるが、この矛盾としてある違った二つの要素の「統一という第三の要素のうち、はじめて意志の本性があらわれる」

(46頁)が、「その把握が必ずかしい」(46頁)とされている。

ではその把握は、どのようになされているだろうか。まず、統一とは「自我の不特定な一般性と特殊性との統一、一般的なものと特殊なものとの一体化」(47頁)というように規定しなおされ、意志する場面が概略次のように描き出されている。

わたしたちが何かを意志し、何かを決定するとき、特定の何かを決定として選び取るが、この特定のなにかは自我とはぴったりと一致してはいない。しかし、わたしが一つの目的をもち、一つの決断を行うとき、わたしは自分が自由であり、自分がわれを失うことなく、自分のもとにあることを知っている。わたしを限定する特定の内容は、このように意識されるので、そこでわたしが失われている、ということはない。わたしは行為を反省的にとらえるかぎりでは自分を保持している。ヘーゲルによれば「わたしがあれこれの行為を意志するとき、わたしは不特定の状態を捨ててはいるが、特定のなにかを選ぶなかで自分と出会い、自分に還っていく。このように一般的なわたしと特定のわたしとは不可分に一体化して、その論理を哲学的にとらえることが重要だ」(48頁)ということになる。つまり個別の自我のうちに、特殊性と一般性とは浸透しあっているという形の一体性を捉えることである。これをヘーゲルは空虚(否定的なもの)なものの否定と考え、否定の否定によって出来上がる第三のものを考えることで成し遂げようとしている。すこし長い引用しておこう。

「わたしたちのもつ目的は主観的なものだから、いまやそれを客観化しなければならない。そのとき、目的を実現するための世界、対象、素材は、客体としてわたしたちの前にある。ここでは、主観と客観が分離して、どちらも一面的・否定的な存在です。わたしの目的は、実現を待望する不十分で否定的なものであって、それが不十分で否定的だと知るがゆえに、わたしたちは実現をめざします。目的はそのような否定面をもつが、もう一方の周囲の状況や事態

も、同じく否定的なもので、あるべき姿をとってはいない。で、わたしはそれを換えようとするわけで、それはわたしの意図、決断、目的に対立する異物としてそこにあります。

目的の実現は否定の否定であり、目的の欠如面の否定です。欠如面は破棄され否定されることと、目的が客観化されることとは同じことです。同様に、客観の側にある素材も否定される。それはわたしの意志するところとはちがうあり方をしていて、目的実現の行動のなかで、わたしは客観のそうした否定面を否定します。こうして、主客両面の不十分さが克服され、わたしの目的が客観化されて、外界がたんに客観的だという次元をこえて、目的にふさわしいものになります。行動はすべてそうしたもので、目的の実現はわたしのもので、わたしの行動としておこなわれます。」(50頁)

人間の意志を対象とする以上「……をしたい」という個別の意志が決まり、目的が定められ、そして行動がなされる、この総体を問題にしなければならない。そして、ヘーゲルはここでその総体を問題にし、それを哲学的に解析している。そして一般意志とされている法の解明は、この意志の自由から出発することで成し遂げられていく。こうしてやっと、テコの所在をつきとめる地点にまで到達した。

2) 抽象法

ヘーゲルは財産、契約、不法という三つの章を抽象法という概念にまとめている。そして、これら三つの章に先立ち、抽象法の概要について述べている。そこでは自由や人格や財産について一般的な考察がなされているので、それぞれについて紹介することから始めよう。

ヘーゲルにとっては「抽象法においては、自由は個々人の自由な主観としてあらわれ、それが物の形をとったものが財産」(91頁)とみなされている。財産とは第一に目の前にある財産であり、第二に、他人の自由意志に媒介された財産で、これは契約上の同意によって取得された財産、そして第三に他人の自由意志によって奪いさられた財産のとりもどし、という三つの

ケースが一つの過程として述べられるべきものとされている。これが財産、契約、立法という三つの章に対応させられている。

さきに意志の自由について明らかにしたヘーゲルは、財産を論じるにあたって、自由意志の担い手である人格を登場させている。人格とは、主体としての人間であるから、あらゆる面で完全に特殊で有限な存在でありながら、まったく純粋に自分と関係し、そのなかで有限な自己を無限で、一般的で、自由な存在として知る、ということとされているが、この内容について、ヘーゲルは講義では次のように述べている。

「人格としてのわたしは自由であり、同時に、ただのこの人です。わたしは、この個人であり、この時間に、この空間に縛られ、偶然に左右されて生きているが、しかもなお、自由であることを自覚している。そうした二つの面をふくむのが人格です。人間は貧しく、みじめで、頼りない存在だが、にもかかわらず、自分の自由と自主性について無限の自己意識をもっている。わたしは自由な存在として尊敬されることを要求します。人格のうちに対象化されているのは、わたしがこの世を生きる個人として自由であり、広がりのある、思考する存在だということ。このように極端と極端がつながるのは、精神のなかではじめて可能なことです。精神とはおそるべきもので、いわゆる健全な常識からすると狂っているといわれかねないが、このように正反対のものを結びつけるのが精神で、その力は偉大です。」(93~4頁)

有限な個人が無限な自由を自覚している、これがヘーゲルによる人格の規定であるが、この両極を結びつけているのが精神だとされている点に注意しておく必要がある。ところでこの人格の対極には物が置かれ、物の二つの面について次のように述べている。

「人格の対極にある『物』にも二つの面がふくまれます。物は、人格との対比では、くだらないものだが、逆に、物こそが中心で、思い込みや意見や反省や批評はいつでもよい、とも考えられる。物こそが執着すべきもので、そのときの物は、その概念にふさわしい客観的な存

在です。その点からすると、自由な人格が、当初は、この物のうちでしか形をとらない、というの、理にかなっていません。」(94頁)

有限な個人が意志をもって物と関係すると、個人の目的が客観化されると同時に物も目的にふさわしいものとなり、こうして、自由な人格は物のうちで形をとることになる。だから「わたしが権利をもつというのは、わたしの自由が外的な物のうちに対象化されること」(96頁)であり、「他人にとっては、わたしの自由は物のうちにあるから、それを尊重しなければならない」(96頁)ということになる。

さらに「自由は最初に目に見える自然物のうちに対象化されるが、これは自由にふさわしいものではなく、目に見える物としてあるという対象性が破棄され、自由の概念にふさわしいものにならねばならない」(99頁)ということ、権利と権利との関係を規定した法が法律という形をとらなければならないとされている。

人格、財産、そして法律これらについての一般的考察を終えたあと、第1章で財産についての考察に移っている。

3) 財産

財産論を検討するにあたって、まず、ヘーゲルが要項の方で述べている事柄を書き出しておこう。そうすることで、全体の見通しがつけられる。

「§41. 人格は、理念として存在するためには、自由の外的領域をもたねばならない。……

§42. 自由な精神から目に見える形で区別されるものは、精神にとっても、それ自体としても、外的なものであって、不自由で、法を欠いた『物』である。

§43. 人格は、直接そこにある概念であり、したがってまた、本質的に個としてあるのだから、それ自体が自然に根をおろした存在であるとともに、外界としてある自然と関係する存在でもある。

§44. 人格はあらゆる物のうちに自分の意志を投入し、もって、当の物を自分のものとする権利をもつ。それは人格の核心をなす権利だ

が、というのも、物はもともと目的というものをもち、わたしの意志をその本分ないし魂として受け入れるからである。……

§ 45. わたしがなにかを外的な力のもとにおさめることが、所有である。そして、なにかを自然の必要や衝動やわがままから自分のものにする、という特殊面が、所有にまつわる特殊な関心を示す。が、わたしの自由意志が所有のうちに対象化され、こうしてわたしがはじめて現実の意志となる、という側面こそが、法の真理をあらわし、財産のなんたるかを示している。」(102~5頁)

§ 41に「理念」が、§ 42に「精神」が、§ 43に「概念」が§ 44に「意志」が登場していることに注目しよう。ヘーゲルの論理学のなかでこれらの用語は、それぞれ特有の弁証法的な論理としてイメージされており、そして、このイメージを外化していくことで、現実的な論理が形成されていく。

例えば「理念」は主観から客観への移行、ということだから、人格が「理念」としてあるとすれば、主体だけでなく客体をもたねばならない、とされる。「精神」といえば、意識の発展形態であって、主体としての自我と非主体的な客体との合一が想定される。「概念」といえば、個別において、普遍と特殊が相互浸透しているものだから、それ自体の根(肉体)である自然が外的自然と関係する相関関係が想定される。

「意志」といえば、目的をもった行為であり、外的な物は目的化されることで人格が自由な客観になる、といった具合である。つまり、ヘーゲルのここでの展開は、自らの用語のイメージから出発して、それを具体的素材で加工して諸規定をつくり出しているのだ。だからヘーゲルの規定はどうしても人間中心主義にならざるを得ない。とまれ、先に引用した要項についての説明の講義の部分から、興味をひくところを紹介しよう。まず、ヘーゲルが手の内を明かしているところから。

「概念とその自由な存在とが一体化したもの、すなわち自立して存在する概念が、精神です。なにかを頭に思い浮かべるとき、思い浮かべら

れたものが、概念であり、思考ですが、人格というとき、わたし自身が概念であって、わたしのなかで、わたしの自己意識のなかで、概念が自立した存在となっています。そこが肝心の点です。人格は自立して存在する概念です。」

(103頁)

ここから明らかのように、ヘーゲルが「理念」といい「精神」といい、「意志」といっても、その根源は「概念」に置かれていることが半明半暗する。そして、概念的把握ということが、そのポイントとなるが、これについては次のように述べられている。

「わたしが物を概念的にとらえるとき、わたしは物の一般的なあり方、類としての物、物の法則、等々をとらえる。が、類や法則は、個々の物のうちにしかなくて、目に見えるものとして存在しているのは個物です。だから、わたしは類をわがものとするとはできず、個物をわがものとするだけです。とはいえ、個物に対しては絶対の権利をもっていて、個物はもともとわたしのものになるべく運命づけられ、わたしから自立しては存在しません。」(105頁)

「人格たる人間、精神たる人間は、下界の事物を尊敬する必要はなく、人間の自由とは、自分の意志だけで、他のすべてのものをたんなる材料となしうるほどに高度なものです。」(105頁)

今日では、奇異に聞こえるこのような人間中心主義の思想を表明したあと、「わたしのものはみんなのものではなく、人格としての、この自我としてのわたしのものです。肝心なことは、財産が私有財産でなければならないこと」

(107頁)が確認され、次いで、財産の共有の上に構想されたプラトンの国家論への批判が提起されている。プラトンの場合は、かたくなに、針のように立ち、孤立状態にある人格の対極にあるものが共同体の倫理で、これが「精神の本性にふさわしく、人格のかたくなさを解体し、統一と融合を獲得」(108頁)するものとされているが、これに対してヘーゲルは、次のように述べている。

「自由が出発点になるのは、わたしたちにと

っては当然のことですが、共同体の倫理の立場に立っていえば、共同体精神が真に自由な精神だとすれば、それは個人の自由を要求するはずで、共同体において主体は完全な自由を獲得し、自立するのではありません。主体が人格となり、財産を所有する。こうして共同体の倫理そのものが人格と結び合うのです。」(109頁)

ヘーゲルの国家論、ある種の理性国家論に対する批判は、すでに多くの人によってなされているし、今回はそこまで検討することはしないので、単に紹介だけに止めておこう。注目すべきは財産一般から所有に移行していくときの移行規定である。節をあらためてその内容を見てみよう。

4) 所有への移行

所有への移行規定となっている§ 53の全文を引用しよう。

「§ 53. 所有を意志と物との関係としてみる

とき、そこに以下の三つの関係が区別される。

(α) 直接の所有。意志が物に積極的価値を認め、それを自分のものと見なす。

(β) 物が意志の否定体としてあらわれ、意志が否定すべきものとして物に自分を投影する場合。物の使用。物を使用するのは積極的な関係ではあるが、わたしに使用される限りで、物は解体していく。

(γ) 意志が物のもとを去って、自分に還ってくる場合。物の譲渡。この三つは、判断論に則しているといふと、それぞれ、物に対する意志の肯定判断、否定判断、無限判断、と見なすことができる。」(119~20頁)

物の所有と使用と譲渡という三つの場合について、意志と物との関係をこのように規定したヘーゲルは、しかし大切なのは、「概念にもとづいてなされる区別」だと述べている。つまりわたし個人はこのうちに普遍と特殊をふくんだ存在だから、その自由意志が物と関係する際にも共同という普遍的な内容が獲得されていかねばならない。そこで「生身の個人から共同の存在へと前進していくさまが関心の的、わたしの所有する物はひろく承認されたものとな

る。」(120頁)という視点が提起されることになる。

第一段階は目の前の個物の所有であるが、次に使用の段階にいたると物そのものが個の面と共同性の面とに分裂していき、そして第三段階では、共同性の面が浮かびあがるというのである。

「第三段階では物そのものが個物ということどまらず、内部分裂して個の面と共同性の面とにわかれ、わたしはその二面で物と関係します。個の面とは物がたまたまもっている外的性質で、物の否定面です。共同性の面と区別された個の面との関係では、物に否定的な力が働いて、物は摩滅していきます。共同性に支えられない物との関係のなかで、物は解体していくので、それが物を使用するという事です。以上第二段階は、わたしの所有物が個の面と共同性の面にわかれていくときの個としての内容との関係です。

第三段階は、所有物の特殊な性質はぬきにして、その共同性の面が浮かびあがる場合で、所有物は譲渡されるもの、価値あるもの、という一般的性質をもってあらわれます。およそ質のちがういくつかのものが同じ価値をもち、それを所有するわたしにとっては、物と特殊な性質はどうでもよく、価値だけが問題となる。それがこの段階です。」(120~1頁)

物の使用が物という個物の否定であり、そして物の譲渡が物の共同性としてある価値の所有にもとづいている、この双方を区別したうえで、さらにヘーゲルは第二段階に見られた共同性と個への分裂のもう一つの面として、物を生産するための物の使用について次のように述べている。

「共同性の面はどのように存在するのかと問うとき、その共同性に二つの面がある。一つは、使用される面とは区別される物の価値、物の共同性の面で、これは外界の物に備わっています。もう一つの共同性は、外界の物に備わるものではなく、このわたしに備わる共同性、活動するわたしの共同性、つまり、わたしの才能、技量をさします。生産者たるわたしは共同社会に通

用する財産を身につけていて、それがわたしの共同性です。

したがって、使用にも二面があつて、一つは物を摩滅させる使用、もう一つは物を生産するための、わたしの技量の使用です。共同性というとき、以上二つの面が問題となるので、ひとつが物の価値、もう一つがわたし自身、わたしの能力、わたしの活動です。」(121頁)

ヘーゲルは単なる物の使用と、何かを生産するときの物の使用を個と共同性とのちがいにちがついて区別し、そして、生産する場合には、物の共同性として価値だけでなく、生産者としての人間の活動をも共同性と捉えている。このようにヘーゲルは、人格と物との間の意志関係を考察するにあたって、単に物の使用と譲渡だけでなく、物の生産をも射程に入れていたのだ。

5) 財産の譲渡 (商品と貨幣)

財産について的一般論を述べたあと、ヘーゲルは、A.所有、B.物の使用、C.財産の譲渡、という順に個別な考察を行っているが、ここでは、C.財産の譲渡、に注目しよう。そこでは所有物の価値としてのあり方が問題にされている。つまり、個別の物をその共同性の中味である価値として所有する場合である。まず要項を紹介しよう。

「§ 63. 使用される物は、一定の質と量をもつ個物であり、特定の必要を満たすものである。しかし特定の用途があるものは、同じ用途をもつ他の物と量的に比較もされるので、とすると、物の満たす特定の必要は、必要一般としてとらえられ、他の必要と比較されることも可能で、したがって、物は、ほかの必要のために使用される物と比較することができる。特殊な性質をもつ物が、その特殊な性質を捨象されて一般的にとらえられるとき、そこにあらわれるのが物の価値である。それは物の真の実質をなし、意識の真の対象となる。物の全面的な所有者であるということは、物の使用権のみならず、物の価値をも使用しているということである。」(141頁)

ヘーゲルの価値についての考察は簡単である。特定の用途があるものを他の必要のために使用される物と比較することができるが、このことは特殊な性質をもつ物が、その特殊な性質を捨象されて一般的にとらえられていることであり、そこに物の価値があらわれる、というのだ。

この物が何故比較されるかということについて、ヘーゲルは人間の欲求から説明している。「わたしは思考する存在だから、ある側面にかかわる特殊な欲求を超えて、共同の観点から欲求一般とかかわりをもち」(142頁)、そうなる。「特殊な性質はわたしにとってどうでもよくなる」(142頁)ことになる。「物はあくまで特殊な性質をもつ物だが、わたしはそれをどうでもよいと考え、特殊な性質はわたしにとって意味をなさなくなる」(142頁)ということだから、ヘーゲルの場合、物に価値を与えるのは、人格の欲求が欲求一般にかかわることにもとづくものとされている。

「物が価値をもつかぎりで、わたしはその物をもってわたしの欲求を、特殊なこの欲求ではなく、すべての欲求を満たすことができます。財産を価値として所有するかぎりで、それは理性的な所有であり、一般的なものの所有であつて、物は一般的な価値としてのみわたしの欲求にちかえてくれる。わたしの欲求は思考の次元にある共同の欲求であり、欲求一般なのです。」(143頁)

わたしの欲求が思考の次元にあると共同の欲求であり、欲求一般となつて、物に価値を与えることになり、そうなる、特定の個物を所有していても、その個物の価値と同じ価値をもつ全てのものを所有していることになる、とヘーゲルは述べている。そこで、物の譲渡とそれが行われる契約という形式が問題となるが、譲渡を考察するにあたって、貨幣が取り上げられている。

「物が価値をもつかぎりで、物は商品と見なされます。商品はもつぱらその価値が重要で、それがどんなものかはどうでもよい。価値の大きさという量の規定は、物の質によって決まってくるが、それだけでなく、その他多くの事情

がそこからできます。うみだす労働の大小、めざらしさ、求められる度合い、等々がすべて量の大小に転化します。

つぎに考えるべきは、価値が完全無欠(絶対的)に対象化され、価値そのものを本質とする物が登場する場合で、それが貨幣です。貨幣の所有は人間の思考にふさわしい、もつとも知的な所有です。ここでは、欲を満たす物がただ価値として所有され、使用のしかたはほかの物とはまったくちがいます。貨幣の所有は、価値としての意味しかもたず、価値がそのまま実在するのが貨幣です。」(144~5頁)

ヘーゲルは貨幣を特別の商品とみなし、「価値そのものが実在するに至ったのが貨幣」(145頁)だと述べているが、貨幣についての詳しい考察には立ち入っていない。

次にヘーゲルの譲渡論は、商品と貨幣だけでなく、人間の活動にも価値を認めている。

「さて、価値の第三のあり方です。わたしのもつ一般的な価値体は、目に見えるものであり、物としてある一般的なもの〔貨幣〕です。が、一般的なものが外面的・客観的にあるだけでなく、それとはまったくちがう形で、主観的にもある。わたしはわたし自身の内面的一般性に属するものとして、それを所有します。技能や才能の所有がそれで、これまた所有にちがいはありません。技能や才能も使用の対象となるので、使用されることによつてはじめて、それらはものをうむ力となり、うみ出されたものが物の質に変化をもたらします。わたしの技能によつて、わたしは物の形を作り変え、わたしの欲求に合った形にします。ここでは、わたしの意志が所有物のうちに対象化されるだけでなく、わたしの精神、わたしの内面もまた対象化されます。」(145~6頁)

ヘーゲルの財産論は当時の第一線の経済学者の商品や貨幣や労働についての分析に学び、それを撰取した上で組み立てられている。マルクスによつて『資本論』が書かれ、当時の経済学が根底から批判されたことで、マルクスが到達している地平から、ヘーゲルの財産論を批判することは簡単だが不毛であろう。ではここに見

られるように、外的対象、それも法という精神的なものから素材をとりこんで加工されたヘーゲルの概念は、どのようにすれば転倒できるのだろうか。

6) 実践の弁証法の転倒

すでに前章の理論の弁証法の転倒のところで、ヘーゲルの意識の弁証法の転倒の方法を明らかにしておいた。そこでは意識の関係と法的関係をそれぞれ特殊の領域にあるものとして区別したうえで、それぞれの関係における個と類(一般)との相関関係の相違を示すことにより、他の特殊な領域にある人間の社会関係の実相をテコにして、意識の弁証法の転倒を試みられなければならない、ということが確認されていた。

とはいえ、意識は人間の社会関係のあらゆる領域に関わつていて、意識を抜きにして人間の社会関係を指定することは不可能であるかのように思われる。そして、またこの事実から、ヘーゲルは意識を全ての社会関係におおいかぶさる一般的なものとみなすことが出来たのだ。では意識をどう扱えばよいのか。意識の両極を意識の契機とみなし、意識に同一化してしまったヘーゲルとは逆に、社会関係にとりついている意識を、逆に両極の関係の契機と捉えればよいのである。

そうだとすると、ヘーゲルが意識の実践的活動として展開した精神としての法の概念を転倒し、純粋の意識関係とは区別された、人間の社会関係の特殊の領域をなす法的関係の契機として意識を捉えることが必要だ、ということになる。

すでに見てきたように、ヘーゲルは抽象法の財産で、所有と物の使用と財産の譲渡について概念的に把握しようとしているが、そこでの思考は、個と共同性(一般性)との関係のあり方の解明にもとづいていた。その小さなほころびを取り上げることから始めよう。3) 財産、のところでも引用しておいた概念的把握についてのヘーゲルの考えを再度引用しよう。

「わたしが物を概念的にとらえるとき、わたしは物の一般的なありかた、類としての物、物

の法則、等々をとらえる。が、類や法則は個々の物のうちにしかなく、目に見えるものとして存在しているのは個物です。だから私は類をわがものとするとはできず、個物をわがものとするだけです。」(105頁)

物事を概念的に捉えて、類という概念を思考のうえでつくったとき、これはあくまでも思考産物だから、個としては存在できない、このことはヘーゲルにはよく分かっていた。ここでのヘーゲルの言明は、思考で捉えられた概念に関する限りは正しい。ところが、財産の譲渡のところでは貨幣を論じるときには、ヘーゲルは「価値がそのまま実在するのが貨幣」(145頁)だとみなしている。ヘーゲルによれば、物が一般的に捉えられたときにあらわれるのが物の価値だから、価値とは類的な概念に他ならない。だからヘーゲルに従っても、貨幣の場合は、物(商品)の類としてある価値が、そのまま個物として実在するということになる。

商品の類としてある一般的等価物(貨幣)が、思考による類概念とは異なって、個物としてある、というこの奇妙な事態については、マルクスが『資本論』初版の価値形態論で指摘していた(原典27頁)。『神聖家族』の「思弁的構成の秘密」では、類のあらわれが個としてあるかの如く述べる思弁哲学を批判していたマルクスは、『資本論』では類が個として存在しているケースを紹介し、ヘーゲル弁証法転倒の手がかりを示していたのだった。

第9章 ヘーゲルの生命論

1) 自己意識という生命

『精神現象学』のB.自己意識にもどり、ヘーゲルの自己意識の弁証法をみてみよう。ここでヘーゲルが述べている事柄は、まず自己意識を「自己自身を確信する真理」として捉えて、その生成の過程を描くことであり、次に自己意識ともう一つの自己意識との間の承認の弁証法を明らかにし、この矛盾の解決として主と僕との

貨幣を商品の類とし、そうすることで貨幣に価値の尺度、交換手段、価値保存体という社会的な力を与えたものは、人間の意識的な行為ではない。もしそうであれば、合意によって貨幣の役割を変えることも可能となる。ところが貨幣を生み出す行為はたしかに商品所有者の行為であるが、単に自分の商品に価格をつけて市場で売り出す、という意識された行為の裏にある、貨幣商品金で自分の商品の価値を表現するという意識されない行為である。この意識されない行為が、貨幣を商品の類へと生成しているとすれば、類としての貨幣は、ヘーゲルが弁証法的思考にもとづいて、それを概念的に把握する前から、すでに個物としてある類として存在していることになる。その結果、対象を貫き通して、それを意識のうちに取込んでしまう概念をかかげたヘーゲルにあってすら、リアリストの面を發揮して、貨幣を価値がそのまま実在するものとみなすことで、自らの概念論の破綻を意識せずに開陳してしまっているのだ。

こうしてヘーゲル弁証法転倒のためのテコが利用可能となった。そこで再び『精神現象学』の自己意識に帰り、このテコを使って自己意識の弁証法の転倒を試みよう。

関係を例示している。そして、最後の「不幸な意識」のところ、意識の弁証法について整理している。

そこでまず「自己自身を確信する真理」の検討から入るのだが、そこで展開されているのは、生命論である。すでにイポリットが『ヘーゲル精神現象学の生成と構造』(岩波書店、1972年)で自己意識論を生命論の見地から解釈していたとはいえ、日本の学界で生命論に注目した

著書が発表されるようになったのは、90年代後半以降のことではなからうか。自己意識論というと、一番わかりやすい主と僕の弁証法がとりあげられるのが、それまでの研究書の常であったが、1987年に出版された『ヘーゲル精神現象学入門』(有斐閣)では、ヘーゲルの自己意識論がデカルトやカントのそれとは異なる点について次のように述べられていた。

「①自己意識は体系の原理ではなくて、意識の経験の結果である。②外界、身体、他我を排去した所に自己意識がなりたつのではなく、生身の人間としての自己意識がそれらを持つ。③内省的・二次的性格をもつ反省作用とはちがって、自己意識は直接に食べたり、愛したりする対象を持つ。」(62頁)

つまり、自己意識とは、人間のことであり、それも孤独な人間ではなくて、社会の中で生活する生身の人間のことであり、その人間としてある自己意識の生命としてのあり方が「自己自身を確信する真理」で述べられている。とすれば、まず迂回して、『大論理学』の生命論の内容をたしかめ、ついで、イポリットの解釈をてがかりにしつつ、ヘーゲルにもかうことが必要である。

2) 『大論理学』の生命論

ヘーゲルの生命論は、『大論理学』では理念論で取扱われている。これまで言及してきた概念論は三編に分けられ、主観性、客観性、理念に区分されている。この理念論で扱われている生命論の紹介から始めよう。

論理学の対象となる生命とは、当然自然哲学や自然科学の対象となる生命とは区別されており、それは「直接的な理念」だとされる。

「認識は概念であるので、概念がそれだけで独立に・だが主観的なものとして客観的なものへと関係するその限り、概念は前提された・また直接的な理念としての理念へと関係するのだからである。だが直接的な理念とは生命である。」(『大論理学』寺沢訳、3、原典、277頁)

ヘーゲルにあっては理念とは「十全的な概念であり、客観的な真なるもの、あるいは真なる

ものそのもの」(267頁)であり、「概念と客観性との統一」(269頁)である。例えば人間は、自分の魂と身体との合一である限り、その限りでのみ、ある真なるものであり、そうでなければ現存在することをやめる。「人間・生命のあるものは、魂と身体とがそれのなかで分離されるならば、死んでいる。」(270頁)

ヘーゲルが直接的な理念が生命だと主張するときの生命とは、人間が魂と身体とを合一させることで現存在する、という意味だった。このことを念頭において、さらに進んでみよう。

「生命をその理念においていまやくわしく考察するならば、生命はそれ自体で自立的に絶対的な普遍性である。……概念は生命において遍在的な魂である。そしてこの魂は自己自身への単一な関係であって、客観的存在に属する多様ななかで一つでありつづける。……数多様な外面態のなかでの単一なものの遍在は反省にとっては絶対的な矛盾であり、反省が同時にこの遍在を生命の知覚から把握しなければならず、したがってこの理念の現実性を認めなければならないその限りでは、把握しがたい秘密である、というのは反省は概念を把握せず、また概念を生命の実体として把握しないからである。」(279~80頁)

ヘーゲルによれば生命とは、それ自体で自立的に存在しているが、その概念は魂という一つのものである。具体的な生命は多様な形で存在しているが、その外面のなかでの単一の魂の存在は具体的な生命を分析する反省的思考では把握できないものだとされている。そしてこの単一な生命は、単に遍在的であるだけでなく、「端的に自分の客観性の存立であり、内在的な実体である、だが主観的な実体としては、衝動である」(280頁)とされている。

「生命は自分の客観性と特殊化とのこの否定的統一としてのみ自己へと関係する生命・自立的に存在する生命・すなわち魂である。生命はこうして本質的に、他者・すなわち生命のない自然としての客観性へと関係する個別なものである。それだから、生命の根源的な判断(原始分割)は生命が個体的な主語(主観)として

客観的なものに対して自己をわけへだて、自己を概念の否定的統一として構成しながら、直接的な客観性という前提をつくりだすことにある。」(280頁)

ヘーゲルは、概念(意識)が外化して自然(客観)になる、という論を展開したが、そのポイントはこの概念と客観性との統一を生命(理念)で成し遂げるといふところにあった。

ここで紹介した『大論理学』の生命論は、それに賛同するかどうかは別にして、理解するのに骨が折れるということはない。ところが『精神現象学』の生命論は、この『大論理学』のそれとは異なった論理展開がなされていて、それだけを読んでも理解できないように思われる。そこで次にイポリットの解釈を紹介しよう。

3) イポリットの解説

イポリットは『ヘーゲル精神現象学の生成』上巻で、ヘーゲルの自己意識を「本質的に実践的な意識であり、〈他なるもの〉の知をのりこえる意識である」(192頁)と捉えている。そしてヘーゲルは、そこで、「生命の存在そのもの並びに、自己意識の存在」(194頁)を考えようとしていると見ている。

「自己意識に関する『現象学』のテキストが、〈生命〉の一般哲学の叙述からはじまっているゆえんはあきらかである。〈生命〉は、即自的につきのようなものであるからである。すなわち、自己意識が対自的にそうであろうとするところのものであるからである。即自から対自への移行は、ここでは、たんに、ひとつの形式から他の形式への移行(本性の変化をともなわない移行)にすぎないのではない。人間が普遍的生命を自覚することは、創造的な反省〔還帰〕なのである。シュリングにとっては、生命とは、まだ自分を知らない知であり、知とは、自分自身を知っている生命であるから、したがって、生命と知との合一が哲学的直観であるが、ヘーゲルにとっては、知のなかへの生命の還帰のみが精神を構成する。この精神は、まさしく自然が還帰したものであるから、自然よりも高次のものである。」(196頁)

このように捉えるイポリットは、ヘーゲルの生命論は生命一般ではなく、人間論だとみなしている。つまり生命の一般論は人間の存在を概念的に把握するときの根拠として役立てられているにすぎない、というのである。そして、生命の運動性について次のように述べている。

「この生命は不安定なるものなのである。〈自己〉は、自分を失い、自分の他者性のなかに自分をみいだすものであるが、生命はこうした〈自己〉の不安定性なのである。ところが、この生命は、決して自己と一致しない。自分自身であるためにつねに他なるものであるのが、この生命なのである。なぜなら、限定は、限定であるかぎりにおいて、すでに自分の最初の否定であるからである。『決して自分がそれであるところのものでなく、つねに、みずからがそれでないところのものである』のが、人間の存在なのである。」(198頁)

イポリットは、生命の運動性を否定の否定の弁証法として描き出している。それはまた有限(個)と無限(生命)との弁証法であり、それは「同一性と非同一性との同一性」として定式化されている。このようにヘーゲルの生命論を捉えたイポリットは、ヘーゲルが述べた生命の運動性について、次のように解釈している。

「生命の一般哲学は、つぎのような二重の運動に由来するものである。すなわち、一なる生命(能産的自然)が多く生命形式すなわち区別(所産的自然)へと移行する運動と、逆に、さまざまなことなる形式から出発しながら、この諸形式のなかにこの諸形式を通じておなじなるものを取りもどす運動という二重の運動に由来するものである。この二つの運動は、生命の過程——死して成れ——において交錯している。したがって、〈一なるもの〉の分裂がじつは統合の過程であるのは、ちょうどこの統合が分裂の過程であるのと同様なのである。だから、生命とは、自分に還帰する循環的な生成なのである。しかし、生命が真に還帰することは、生命が対自的に生成すること、すなわち『自己意識が出現すること』である。この自己意識の発展は、あたらしい形式で、生命の発展を再生産

するものに他ならない。」(201~2頁)

循環という回転することを連想するが、イポリットは、そうではなく、循環を二重の運動と捉えている。多分一つの過程に二重の対立する運動が含まれている、ということだろう。そうだとすると、この生命の運動は、有—無—成の移行の論理や、対立物の統一という反照の論理や概念論の展開の論理とも異なっている。また、『大論理学』の理念論で生命を魂と身体との合一と規定したことは、この二重の運動からの後退のように考えられる。ところでイポリットは次のような解釈も試みている。

「生命の環境においては、いっさいの他者性は、暫定的な他者性であり、みかけだけの他なるものである。じじつ、この他なるものは、たちまち一なる〈自己〉に帰するものでしかない。〈生命〉とは、まさしく〈他なるもの〉を自分自身に還元し、この〈他なるもの〉のなかに自分をみいだす運動なのである。」(202頁)

生命を循環として捉えたとき、たしかにそれは物質代謝の過程となり、この循環のうちには、絶対的他性は認められない。とすると、絶対的他者相互の関係はここにはないことになる。そうだとすると、過程としての生命について叙述することは弁証法としての意義をもつのだろうか。

4) 初期ヘーゲルの生命論

『大論理学』と『精神現象学』の生命論の叙述における相違にたちかえろう。前者では、生命は魂と身体との合一と捉えられ、生命過程についても、後者のように、その過程そのものの叙述は試みられておらず、生命があるものを衝動として捉え、そして生命のあるものが「絶対的な矛盾」(大、290頁)と規定され、その原理が生命の概念に求められている。そして、先にも見たように、この「絶対的な矛盾」としてある生命のあるものは、反省的思考によっては捉えられず「生命の知覚から把握しなければならない」(大、280頁)とされている。

そうだとすれば、生命過程は意識の弁証法になじまない、ということ、ヘーゲルが認めるに到ったのではないかと、ということが考えられ

る。このことを証明するためには、ヘーゲルの生命、生の概念についての歴史的变化について見ておくことが必要である。幸い、90年代に入ってから初期ヘーゲルの研究は、「生命」概念の変遷をひとつの研究課題としており、多くの文献が出版されている。

寄川条路は『体系への道』(創土社、2000年)で若きヘーゲルの「生」の概念の変遷を追っている。

『生』の概念は、ヘーゲルのフランクフルト時代(1797~1800年)において、体系の全体を構成する中心的な理念である。この概念を、ヘーゲルは、すでにフランクフルト断片において、例えば『愛について』と『キリスト教の精神』のなかで、全体の統一を与える実体的な概念として規定している。」(75頁)

そこで、『キリスト教の精神とその運命』(『ヘーゲル初期神学論集』II、以文社)をみてみよう。ヘーゲルはヨハネ福音書から「初めにロゴスありき。ロゴスは神とともにありき。神はロゴスなりき。ロゴスの中に生命ありき。」という有名な文章を引いて生命について次のように展開している。

「ロゴスそのものは神のところにあり、それらは一である。現実的なものの多様性、無限性は現実となった無限分割である。すべてはロゴスによってある。世界は神性の流出ではない。というのはそうであれば、現実には完全にひとつの神的なものであるだろうから。しかし実際の姿としてはそれは流出、つまり無限分割の部分である。しかし同時に部分の中に、もしくは無限に分割するものの中に生命がある。対立せるもの、死せるものとしての個別者、制限されたものは同時に無限な生命の樹の枝である。どの部分も、その外部に全体があるのだが、同時にひとつの全体である、ひとつの生命である。そしてこの生命がまた反省されたものとしても、また分割すなわち主語および述語という関係に関しても生命であり、とらえられた生命である。これらの有限物は対立物をもつ。」(II、207頁)

ここでヘーゲルは、神と論理(理性)と生命

との関係について論じている。ロゴスという一つのものの無限分割として個々人の生があり、そして、この個々人の生は、その外部に全体をもつが、しかし同時にこの個々の生がひとつの全体であり、ひとつの生命である。スピノザの「一にして全」の思想がここで生命論の出発点とされている。

生命についてのもう一つの考え方は、ヘルダーリンからの影響とされている合一思想にもとづいている。

「愛において人間は他者の中に自分自身を再発見した。愛は生命の合一であるから、それは分離、すなわち生命の発展、形成された多面性を前提する。そして生命が多く形態の中で生きているほど、生命はそれだけ多くの点において合一し、自らを感じることができ、愛はそれだけ誠実なものでありうる。」(II、231頁)

寄川は、この時期のヘーゲルの生命論を「弁証法的な発展の構造を示し」(寄川、45頁)のものとして評価している。そして「ここから、イエーナ時代には、否定に徹する弁証法の論理が生まれてきて、それは『精神の現象学』へいたる体系構想の変遷過程を通して、完成へとめたらされるのである」(寄川、45頁)と、その後の歩みを位置づけている。

「1800年の体系断片」にいたるまでの展開について、寄川は「生の概念は、自分自身へ戻ってくる過程として表現される。この自己帰還の運動が、ヘーゲルの宗教に関する著作にみられる特徴を形作っていた。ここからまた、弁証法的思考方法も生まれてきたのである。これと同じように、政治的な問題を扱った断片のなかからも、生の概念の発展を通して、しだいに弁証法が形成されてくるのがわかる。」(寄川、55頁)と述べているが、この経過にはたちよらず、

「1800年の体系断片」に移ろう。まずここでは、生が関係として捉えられている。

「生の多様性は関係においてのみ考えられ、生の存在はこの関係であるが、この生は、また同時に、一方ではみずからのうちに区別されたものとして、単なる多数性として考えることが

できるのは明白なことである。……自己の存在が対立のうちのみあり、有機的全体から排除されているところの多様なものは、一方では、あの組織から抽象され、自己に対してはそれ自体、絶対的に多様であるものとしてばかりでなく、同時に、関係のうちにあるものとして定立されねばならない。」(I、275頁)

生を「合一」として捉えるよりも、関係として捉える方がより開かれている。ヘーゲルはこの断片でも生を無限性として捉え、ここから宗教の必然性を位置づけようとしているが、他方で生を関係として捉えたことで、「生は結合と非結合との結合」(I、278頁)というように弁証法の論理構想のもとに捉えられることになる。ところで、宗教の必然性については、ヘーゲルは、この結合が「定立されたものでも、悟性的なものでも、反省されたものでもなく、反省にとつてのそれ自身の性格であるということ、それは反省の外にある存在である」(I、279頁)ことから明らかにしている。というのも、宗教はこれを反省という理性の働きとは別のもの、有限なもの無限性を悟るからである。

5) 生命過程論の登場

初期ヘーゲルについて、これまで見てきた限りでは、生の過程についての叙述はまだなかった。イエーナ時代の断片で「イエーナ体系構想」(かつては「実存哲学」I、IIと呼ばれていた)の「自然哲学」Iに生命を過程として論じているくだりがある。

「自然そのものにおける本質、その実在は、それが生きた自然であり、自らに反省した無限であり、認識の働きであり、また自然の質料、あるいはその絶対の自己同等は、生命であるというにある。自然は自己自らへの関係という規定なので、それはまた単に一つの形式的生命にすぎず、自己自らを認識する生命ではない。自然はそれそのものにおいて生命ではあるが、自己自身にとってそうではない。自己自らにとつては、それは無限な、無反省な生命である。そして自然が精神であるということは、無反省な生命が自らに反省するということである。われ

われは絶対精神を生命と呼ぶが、それはその理念上から、またはその自己関係からそう呼ぶのである。生命は精神としては、一つの存在でも、認識欠如でもなくて、本来認識作用としてある。それ[生命]は、一つの過程であり、その過程のモメントそのものが絶対にこの生命過程でもある。この過程の諸モメントは無限な諸規定であり、または個々の諸生命、生きたものでもある。」(『自然哲学』上、未来社、20頁)

ここでヘーゲルは、生命としてある自然と精神との関係を論じている。無反省な生命が自らに反省することで、自然が精神となる、という自らの立場を、生命の生命過程において、類がどのように出現するかを明らかにすることで実証しようとしている。この意味で『精神現象学』の自己意識論で生命過程を論じて類を導き出すという叙述の先駆けがここに見られる。

6) 『精神現象学』の生命論

自己意識は自我自体を対象とする意識であり、「自己自身に対する知」(134頁)であるが、これは「自己意識の自己自身との統一」(134頁)である。ヘーゲルはこの統一から生命を導入する。

「対象は、自己意識からみると否定的なものであるが、意識の側が自己に帰っているように、対象の側も、われわれにとって、或いは自体的には、自己に帰っている。対象は、このように自己に反照することによって、生命となっている。」(135頁)

自我としての対象が意識によって統一されることで自己に帰り、意識と自我とが統一(反照)されることで生命となっている、という規定は、生命に合一をみる初期ヘーゲルの見地をそのままひきつぐものである。ついで、過程としての生命論が説明されて次のように展開される。

「生命の本性の円環は次のような契機を含んでいる。その実在(本質)はすべての区別項を廃棄している有としての無限であり、軸回転する純粋な運動であり、絶対に不安な無限としての自己自身の安定であり、運動の区別項を自分のなかで解消させている自立性自身であり、こ

のように自己自身と等しいことのうちに、空間の充実した形態をもっている、時間の単純な実在である。だが区別項は、この単一な一般的な媒体にありながらも、やはり区別項として存在する。というのは、この一般的流動が自ら否定的本性をもっているのは、この区別項を廃棄するからこそであるが、もし区別項が存立しないとすれば、それらを廃棄することはできないからである。この流動態こそは、自己自身に等しい自立性として、自ら存立し、区別項の実体である。だから、そこに区別項は区別された項として、自分だけで有る部分として存在する。だから存在はもはや存在を抽象するという意味をもっていないし、条項の純粋本質態も一般性を抽象するという意味をもっていない。かえって、条項が在るということは、正しく、自分自身のなかでの純粋な運動の例の単純な流動的実体である。だが、これらの各項相互の区別は、もともと区別としては、無限、すなわち、純粋運動自身の各契機が規定されているより以外の仕方、規定されているのではない。」(136頁)

ヘーゲルは、生命の本性を生命過程の円環として捉え、それを「純粋な運動」として規定している。それは不安な無限の自己自身の安定であり、運動の区別項を自分のなかで解消させている自立性自身である、というように述べられている。そして、この純粋な運動のあり方は、意識がこれまで行ってきたような、存在を抽象したり、本質を求めて一般的なものを抽象したりすることと異なるものとされ、それは無限としてある純粋運動自身の各契機が規定されている仕方だ、というのである。

これは一体どういう事だろうか。ヘーゲルは、感覚的確信のところ、同一性、区別、矛盾の反照の弁証法を用いて、意識の経験に叙述したと考えられてきた。ところが、自己意識、つまりは人間論に入るところで、過程としての生命論を導入し、これは無限を契機とする純粋な運動であるから、これまでの意識の経験にもとづく意識の弁証法は役立たないと述べている

のである。

実際にヘーゲルは、純粋な運動に含まれている自立的な区別項をとり出す。ところがこの区別項は統一のなかでそのようなものとしてあり、だから統一は無限の区別項に分裂していることになる。そしてこの無限の区別項はこの統一のなかで自立している。そこで第一の契機として、ここには自立的な諸々の形態（つまり諸個人）が存立している。そして第二の契機は、自立的な諸々の形態が互いに区別しあう。

「第一の契機のうちには存立する形態が在る。その形態は自分だけで有るものとして、または規定されていながらも無限な実体として、一般的実体に対抗して現われ、この流動性と、この実体の連続とを否定して、この一般者のなかで解消しているのではなく、自分のこの有機的でない自然から分かれ、これを食い尽くすことによって、自分を支えるものだと主張する。」(137頁)

対象と自我との関係を意識と捉え、意識の両極を意識の契機とみなすことでヘーゲルが発見した意識の弁証法を、ここではヘーゲル自身が否定している。意識が捉えたものは一般的実体であったが、生命として自立している存在にあっては、この一般的実体に解消されない無限な実体としてあるというのだ。たしかに生命あるものは、他の自然を食べることで命をつなぐが、意識の弁証法では否定の作用はあるにしても、対象を食い尽くしたりはしない。意識の弁証法との相違について、このように述べたあと、さらに次のように続けている。

「一般的な流動的な媒体のうちにある生命、すなわち、二つの形態がばらばらになっただけで安定している姿が、正にそのことのために、形態の動揺となり、過程としての生命となる。単一な一般的流動は自体であり、形態の区別は他者である。だがこの流動はこの区別によってそれ自身他者となる。なぜなら、そうなら、流動は区別に対しては、この区別はそれ自体は自分で在り、そのため限りなく動き、この運動によって前の静かな媒体は食い尽くされる。そういう意味で、流動は生きたものとして

の生命となる。だが、それゆえにこそ、この顛倒はまたそれ自身において顛倒態である。つまり、食い尽くされるものは実在（本質）である。一般者を犠牲にして自己を維持し、自己自身との統一の感情を得た個別態は、正にそのために、自分を自分だけのものたらしめている他者との対立を廃棄する。」(137頁)

ヘーゲルが『法哲学講義』なみに、ここをかみくみて話をしたとすればどうなるだろうか。まず、生命とは一般で流動的なエーテルのうちであり、その個別態は無限にあるが、その個別態自体は、流動的な自体であると同時にその他者として形態をもっている。ところがこの形態も自立的なものだから、形態からすれば、流動することが他者となり、形態はエーテルを食い尽くして、生命として活動する。でもこれは意識からすれば、一般者を自己のために食べるわけだから、顛倒している。ところが、個別の生命としてある個々人は、一般者を犠牲にすることで、自己を維持し、自己自身を統一すると感じる事ができたのだ。およそこんなことをしゃべるのではなからうか。いずれにしても、ここでヘーゲルが、意識の弁証法からすれば顛倒しているものが生命の過程であることを明らかにしている。

「個別態が自らに与える自己自身との統一は、両方の区別が流動することである。すなわち、両方が一般的に解体することである。だが逆に、個別態の存立を廃棄することは、また、それを生み出すことである。なぜならば、個別的形態の実在、一般的生命、自分だけの存在者は自体的に単一な実体であるから、他者が自らのうちに措定されると、自らこの単一態乃至実在を廃棄する、すなわち、単純態を分裂させる。そして区別のない流動をこのように分裂させることこそ、個別態を措定することである。だから、生命の単一な実体は、自己自身を二つの形態に分かつと同時に、これらの存立する区別を解消させる。分裂を解消させることは、また同じように分裂させることである。つまり項に分けることである。そこで区別された、全運動の二つの側面、つまり、自立性の一般的媒体のなかで、

静かに離されていた形態化と生命の過程とは、互いに帰入し合う。後者つまり生命の過程は、形態を廃棄すると同じように、形態化のはたらしきをする。前者つまり形態化は項に分けると同じように、項を廃棄する。流動する場合は、それ自身実在を抽象することであるにすぎない。言い換えれば、その場合は形態としてのみ現実的である。この場が項に分かれることは、分けられた項をまた分けること、すなわち、分けられた項を解体することである。この循環過程の全体が生命をつくっているのである。すなわち、初めに言われたもの、つまり、生命の実在の直接的連続と充実でも、存立する形態と自分だけで有る別々のものでも、形態の純粋な過程でも、なおまたこれらの契機の単一な総括でもなく、みずから展開しながら、その展開を解体し、この運動のうちに単一に自己を維持する全体、これこそ生命である。」(137～8頁)

ひきつづき、ヘーゲルにおしゃべりをしてもらおう。個々人がメシを食うことで生きていくと感じたとき、それは生命の過程を歩んでいるだけでなく、家族を構成して、新しい生命を産み、育むことで、個々人が死に到っても一般的生命は流動していつている。形態化とは、産み育てることであり、項の廃棄とは死ぬことだ。だから、親が子をつくって生命の実在を連結させていくことや、それぞれの諸個人が精一杯生きていくことや、世界中にどんな生物種がいるか、といったことや、そして、これら全てを総括したものといったことで生命のイメージが出てくるわけではなく、自ら展開しながら、その展開を解体し、この運動のうちに単一の自己を維持する全体ということがそれなのだ。

7) 生命論のまとめ

ヘーゲルの『精神現象学』が「ヘーゲル哲学の真の誕生地であり、その秘密」(『経済学・哲学手稿』)と述べたマルクスを文字通り受とって、『精神現象学』にヘーゲル弁証法の誕生とその秘密を探ってきたのであるが、ヘーゲルの弁証法を意識の弁証法と捉えることでその顛倒

が可能となり、実際に顛倒を試みてきた。ところが『精神現象学』の生命過程論について、ヘーゲルは、それが意識の弁証法(学)とは異なるものであることについて自覚していたことが明らかとなった。

そこで、このような観点からの研究があるかどうか、確かめてみた。手元にある邦語文献を当たった限りであるが、イポリットは『ヘーゲルとマルクス』(法大出版会)で生命過程論をとりあげているが、それは弁証法そのものと捉えられ、ヘーゲルの弁証法の原型とされている。また加藤尚武も『ヘーゲル哲学の形式と原理』(未来社)で生について考察しているが、やはりヘーゲルの生命論を弁証法と捉え、意識の弁証法との相違については言及していない。唯一、マルクーゼが『ヘーゲル存在論と歴史性の理論』(未来社)で『大論理学』の理念論に出てくる生命論に「注目すべき分裂が現われ」(16頁)ていることを指摘し、この見地から『精神現象学』の生命論の見直しを行っている。しかし、マルクーゼのヘーゲル理解が意識の弁証法ではなくて存在の弁証法としてなされているので、生命論についても別の評価となっている。

今回の生命論の検討から明らかとなったことは、『精神現象学』は存在するものとしての生の過程論と意識の弁証法とがない交ぜになって展開されている、ということだ。あるいは、意識が生を過程を経験することで、その過程とは別の論理である意識の弁証法を形成していく道筋が描かれているということだ。

90年代に入って、加藤尚武がヘーゲルの自然哲学に注目し、訳書も岩波書店から出版されているが、まさに、アドルノが『否定の弁証法』で主張しているように、ヘーゲルはここでは、自然や生命の過程に則して、意識の弁証法の腰を折りながら展開している。このように考えると、生命論の内容を、過程の弁証法と捉えるのではなく、意識の弁証法の限界を示すものと考えられないだろうか。

もともとヘーゲルの弁証法を意識の弁証法(あるいは意識という実践の弁証法)と捉える立場は、少数派のようである。マルクス主義者

はエンゲルスに引きずられて、ついそれを存在の弁証法や運動の弁証法と受けとってしまう。だが、最近邦訳された『イエーナ体系構想』(法大出版会)を読めば、ヘーゲルが自らの弁証法を自覚的に意識の弁証法として構想しようとしていたことは明白である。そして、それは意識の弁証法として捉えられている限りで、その転倒も可能となるのだ。

8) 自己意識論にむけて

ヘーゲルが、自己意識論で展開している生命論が、どうも自身が発見した意識の弁証法とくいちがっているのではないかと気づき、ヘーゲルの生命論に取り組んでみたところ、当初は予想

もしていなかった、とんでもない結論が出てしまった。というのは、ヘーゲルの生命論は、意識の弁証法の手を負えないものとして叙述されていて、しかもそれをもって人間の社会関係(ヘーゲルによれば精神哲学)の導入項として意義をもつ自己意識論における類の生成を説いているのである。というわけで、ヘーゲルの自己意識論については、今回明らかにした生命論と意識の弁証法とのくいちがい、という観点を起点として、新たに研究しなおすことにしたい。その際、当然にも、感覚的確信や知覚や悟性のところの再検討が含まれている。ということで、「ヘーゲル弁証法の転倒」は、今回で一応のしめくりとしたい。

あとがき

ヘーゲルにどっぷり浸かっているうちに、早くも ASSB 第 9 巻も最終号になってしまいました。この 1 年間、夏に若干の中断はあったものの、ずっとヘーゲルについて考えきて、そして最後の最後、という時点で、『精神現象学』の自己意識のところを展開されている生命論の内容とその役割について見えてきました。それで、また全く新しい観点から、自己意識論について検討しなおすことにしています。その際、最近出版されたヘーゲルの『イエーナ哲学構想』(法政大学出版会)は、私にとって非常によい素材となりそうです。自己意識論の検討をしながら、若者との哲学講座の方も続け、語りかける言葉をつむぎたいと考えています。

ずっと忙しい実践の領域ですが、いずれの分野でも、人の組織化の目途がつきはじめ、忙しさの質が変わってきました。ニュースタートやフリーターズ・ネットワークでは、当面の目標を、働く場づくりに置いています。2002 年度には、この目標の実現に必要な事柄の準備に追われることになるでしょう。99 年にアソシエ 21 にかかわったときに、「企業家 100 人のアソシエ 21 関西を」という呼びかけをしましたが、日本経済は不況が深刻化し、大阪の零細企業家たちは大変な目にあっているようです。既成の企業家 100 人という構想は実現しませんでした。しかし新しく事業体を立ち上げることで、100 人の起業家の集団づくりが可能となるかも知れません。

さて本誌も次号から第 10 期に入ります。実践の広がり、ますます理論的活動が生産的なものとなるように要求してくるでしょう。第 10 期も、フリーの立場で、理論活動に専念します。会誌は、2003 年 3 月までに 6 回発行します。会費は従来通り、正会員、1 口 10 万円、賛助会員 1 口 3 万円、購読会員 1 口 1 万円です。なお、地域通貨では、5,000 円相当で購読できるようにします。

